

(役員を選任)

第 16 条

1. 理事及び監事は、社員総会において選任する。
2. 理事は、正会員の中から選任する。
3. 前項の規定にかかわらず、理事 4 名以内を正会員以外から選任することができる。
4. 会長及び副会長は、理事のうちから理事会において選定する。
5. 専務理事は、必要に応じ理事会において選定することができる。
6. 常任理事は、理事会において選定する。

(常任監事)

第 17 条

1. 本会に常任監事 1 名を置くことができる。
2. 常任監事は、第 15 条第 1 項の規定により選任された監事のうちから会長が委嘱する。

(役員職務及び権限)

第 18 条

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括し、社員総会、理事会を招集する。理事会の議長は会長もしくは会長が指名するものが就任する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位に従いその職務を代行する。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長がともに事故あるときは、その職務を代行する。
4. 常任理事は、第 6 章第 35 条に定める支部会の長及び第 6 章第 36 条に定める委員会における委員長の任に就き会長、副会長及び専務理事とともに常任理事会を組織し、理事会へ上程する議事、案件の事前確認並びに方向付けを行う。
5. 理事は、理事会を組織する。
6. 監事は、法 99 条ないし 104 条の職務を行う。
7. 監事は、社員総会、理事会及び常任理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第 19 条

1. 各役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終了の時までとする。ただし、重任を妨げないが、会長及び副会長のそれぞれの任期は 3 期を限度とする。
2. 役員は、任期終了後であっても、後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。
3. 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第 20 条

役員職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実があったとき、或いは本会の名誉又は信用を毀損する行為をしたときは、社員総会の決議によりその役員を解任することができる。